

平成21年度農林水産生きものマークモデル事業  
第1回検討委員会

(抜粋)

1

生物多様性保全を重視した農林水産業の事例  
事例調査経過報告、  
生きものマークの考え方について

---

平成21年8月6日

**持続研** AMITA  
Institute for  
Sustainable  
Economies

株式会社アミタ持続可能経済研究所

## ■ 基本的考え方

- ・農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献。
- ・しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響。また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化。
- ・これらの負の影響を見直し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく戦略を策定。

(農林水産省『農林水産省生物多様性戦略』平成19年7月 より)

- ・農林水産業は効率性を求めると生物多様性を減じる方向へシフトする。しかし行き過ぎた効率性の追求と、その結果としての生物多様性の劣化は、農林水産業の持続可能性を弱める。
- ・持続可能な農林水産業を実現するためには、生物多様性への配慮が重要である。

(「第14回農林水産省生物多様性戦略検討会」(平成21年7月30日)林座長発言 より)

## ■ 目的

- 生きものマークの活用のための情報の取りまとめ



## ■ アウトプット (記載内容については次ページ)

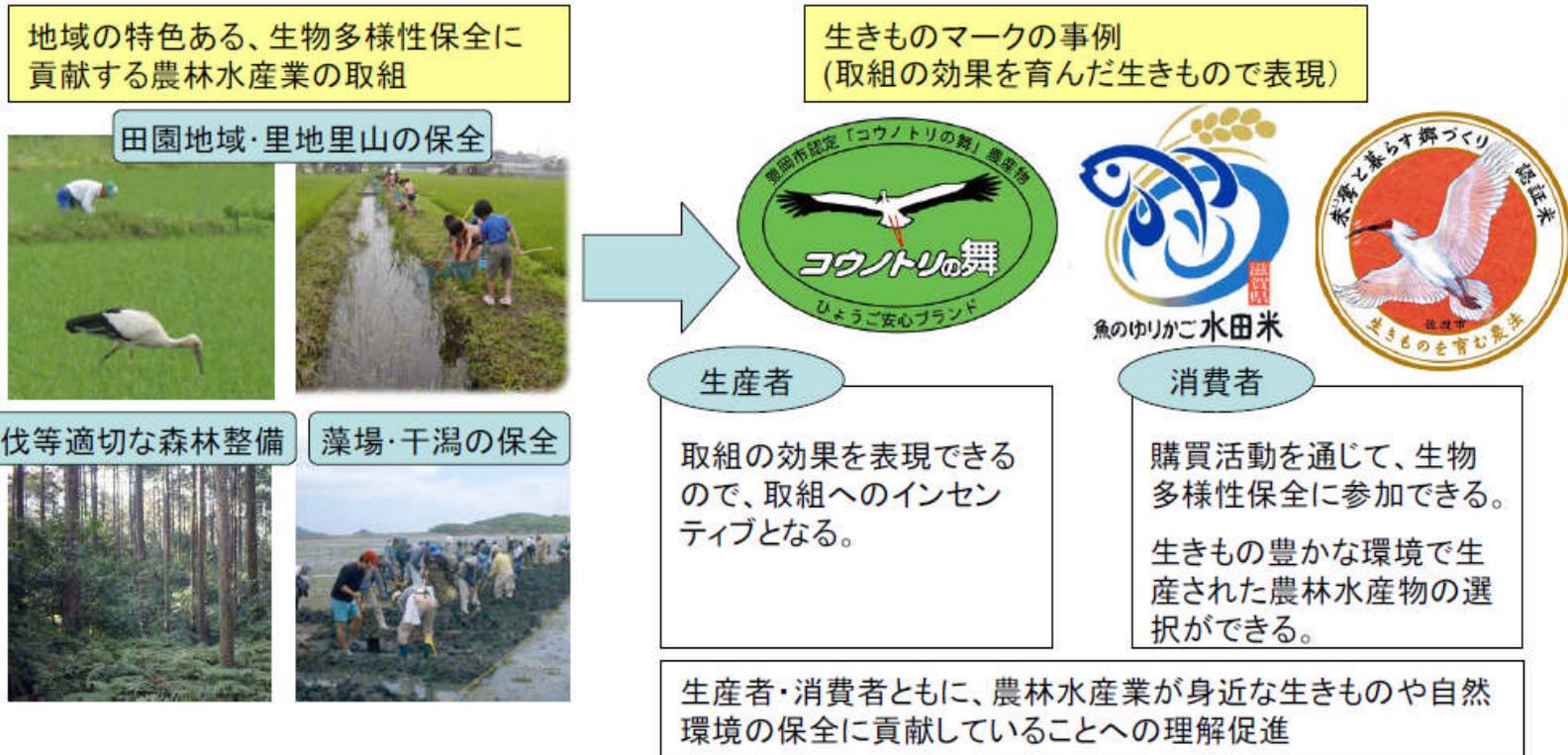
- 報告書概要版
  - 体裁: 冊子体、20ページ程度
  - 主な対象: 生産者・消費者向け
- ウェブサイト等への展開についても検討する



## ■ 期待される成果

1. 生産者が、生物多様性保全活動に積極的かつ適確に取り組むようになる
2. 生物多様性保全活動に取り組む生産者が、積極的かつ適確に情報発信する
3. 情報発信が活性化することで、消費者の知識獲得と意識向上の機会が増え、選択肢が増える
4. 消費者が積極的かつ適確な選択をすることで、市場(経済)を通じて、自然に(無理なく、ボトムアップで)、生物多様性保全型の農林水産業がより普及する

## ■ 生物多様性保全に貢献する農林水産業と「生きもののマーク」



(注) 農林水産省作成資料より転載

## ■生きものマークの定義

- 生物多様性の保全に配慮した取組によって生産された農産物であることを、地域の代表的な、又は身近な生きものを通じてアピールする新しい取組

(出典:農林水産省生物多様性戦略検討会(平成20年7月)  
『生物多様性を重視した持続可能な農林水産業の維持・発展に向けて - 生きもの認証マーク活用への提言 - 』)

- より多くの生きものが住める環境になるよう配慮して生産された農林水産物を、コウノトリやメダカ等の地域の生きものでアピールするもの  
(出典:平成21年度農林水産生きものマークモデル事業仕様書)

### (参考)生物多様性の認知度

- ・「生物多様性」という言葉を「知っている」または「聞いたことがある」

**30.2 %**

環境省「生物多様性に係る認識アンケート」  
(2004年4月実施 N = 1,483 対象:全国の20歳以上の男女)

- ・「生物多様性」という言葉を「知っている」または「聞いたことがある」

**36.4 %**

内閣府「環境問題に関する世論調査」  
(2009年6月実施 N = 1,919 対象:全国の20歳以上の男女)

本事業における生きものマークの定義と、  
主たる対象領域の設定を行う必要あり

## ■事例調査(文献調査)を通じて見えてきたポイント(分岐軸)

自発的/意識的な  
保全活動の実施



生産者等が農林水産業を通じた生物多様性(生態系、種、遺伝子)の配慮・保全を自発的/意識的に行っているかどうか(普及啓発のみの活動は含めない)

保全活動の規定・  
ガイドラインの存在



農林水産業を通じた生物多様性の保全活動の目的、実施内容、評価方法等を定めた規定・ガイドラインを定めているかどうか(他者へのアピールの第一歩)

産物への表示  
(ラベル)



上記の規定・ガイドラインに従って生産された産物であることを、産物に表示しているかどうか(生きもののロゴ貼付や、文章での表現など)

ラベル制度の設計主体  
(生産者/第三者/流通事業者)



ラベル制度の設計主体が生産者か、第三者流通か、流通事業者主体か

## 事例数

- 収集した事例の総数: 66事例      今後さらなる事例収集を実施
  - うち、マルチケース向けのガイドライン: 7事例

## 産業別の傾向

- 農業
  - 水田稲作での取組みが進んでいる。水田での営みは、二次的な湿地環境という特徴的な生態系をつくりだすことが原因と考えられる
  - 果樹(樹園地)の事例は国内では見出せなかった
- 林業
  - 生態系保全の技術的指針の模索段階にあるようであり、実践例が少ない
  - ボランティア等による森づくり活動では、生物多様性配慮の意識が高い。しかし、経済林での事例は少ない
- 水産業
  - 天然漁業では、環境保全と資源管理を組み合わせる事例が見出された。天然資源を採捕するという産業特性によるものと考えられる
  - 養殖漁業では、食の安全・安心への配慮が中心であり、生物多様性配慮の認識は低い。ただし地産種苗に対する意識は高まりつつある

## 生物多様性保全のタイプ

- 対象とする生物多様性のレベル
  - 保全活動の対象としては、(指標種を掲げた)生態系レベルが中心
  - また、農林水産業のいずれにおいても、遺伝的多様性の重要性の認識が高まりつつあるが、自発的・意識的な例は少ない
  
- シンボル種
  - 水田の事例では、シンボル種を設定し、その種が生息できる環境の維持を目的とする手法が見られる
  - 林業では、イヌワシ等の猛禽類の営巣地保全を目的とした林業技術指針のとりまとめが活発化している。しかし、木材の付加価値化につなげる意識が低く、現時点では生産に結びついていないため、事例としては取り上げられなかった
  - 水産業では、特定のシンボル種を設定するというよりは、藻場や干潟など、失われやすい環境をシンボル化する傾向が見られる
  
- 保全のアプローチ
  - アプローチにいくつかの傾向が存在する
    - 農林水産業の営みが生態系に与えるインパクトを管理する
    - 農林水産業により、遷移の進行をとどめる
    - 在来生態系外からの移入を制限する
    - 在来生態系内の外来種を積極的に捕獲する 等

## コウノトリ育むお米（兵庫県豊岡市）

- コウノトリ育む生産部会  
(148戸、189.4ha)  
2009年2月時点  
事務局はJAたじま
- コウノトリやその餌となる  
カエルが対象
- 有機農業推進モデルタウンにも  
選定（2008～09年度）



注：豊岡市Webサイトより転載  
<http://www.city.toyooka.lg.jp>



### コウノトリ育む農法の開発・普及

おいしいお米と多様な生き物を育み、コウノトリも住める豊かな文化、地域、環境づくりを目指すための農法。

#### 【水管理】

：冬期湛水、早期湛水、深水管理、中干し延期

#### 【栽培方法】

：無農薬栽培および減農薬栽培  
：堆肥土づくり資材の施用

#### 【生き物の生息しやすい水田づくり】

：水田魚道の設置（水路と田んぼの出入りとして）  
：素掘り水路の設置（水生動物の逃げ道）

注：JAたじまWebサイトを元に作成

### 産物の販売・地域づくり

コウノトリ育むお米の販売額の一部を豊岡市のコウノトリ基金へ寄付



注：豊岡市Webサイトより転載  
<http://www.city.toyooka.lg.jp>

## たかしま生きもの田んぼ米 （滋賀県高島市）

- たかしま有機農法研究会  
（13戸、約13ha） 2009年2月時点
- 田んぼの生きもの全般が対象
- 有機農業推進モデルタウン  
にも選定（2008～09年度）
- 栽培規定を策定し、それを守って生  
産されたものにラベルの貼付が可能



注：たかしま有機農法研究会Webサイトより転載  
<http://ikimotonanbo.jp/>

### 1.栽培技術の開発・共有



農薬と化学肥料を使わない  
米づくりの定着を目指した  
技術開発

### 2.生物多様性保全策



魚道の設置、遊休田活用したビオトープの設置、冬期湛水の実施、中干し延期 など

### 3.販売・マーケティング



「たかしま生きもの田んぼ米」の販売、パンフレットやパネルなどの各種ツール作成、メディア等を通じた情報発信  
[販路]:直販、百貨店、米穀店等

### 4.体験・交流

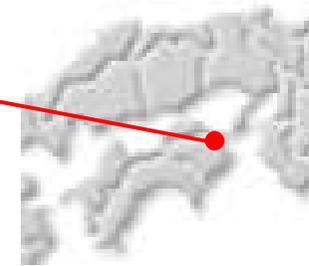


田植え、生きもの調査、稲刈りなどの体験イベント(高島ファンのストック)

## えんたのれんこん（徳島県鳴門市）

- 自然再生型農業プロジェクト「えんたのれんこん」
- えんたのれんこん推進会議（ベジフルコミュニティ 徳島・株式会社朝日段ボール・徳島大学環境防災研究センター・地元農家有志）が実施主体
- ハス田に住む生きものが保全対象
- 農林水産省 平成21年度にっぽん食育推進事業の助成団体

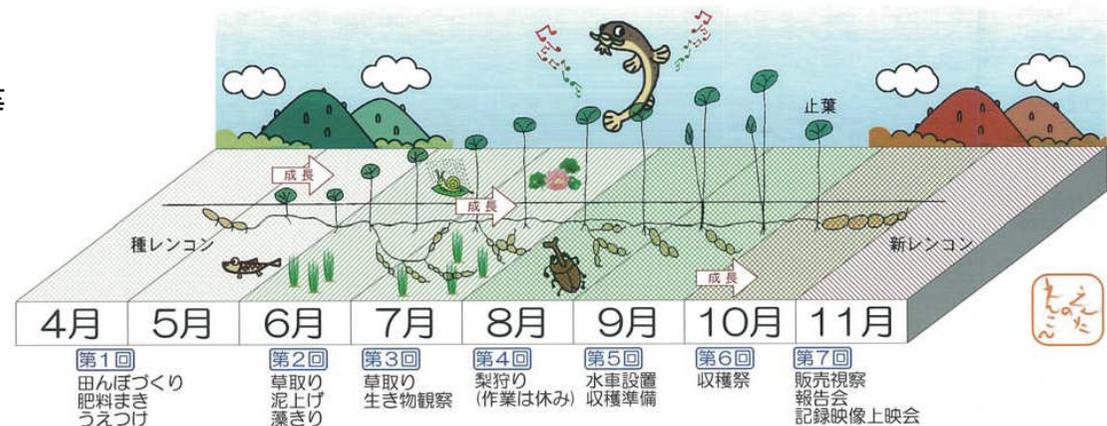
鳴門市



「えんた」とは昔、この地域では、食糧難の時代にお米を少しでも多く収穫するために水路と水田の間に半水没した「縁田（えんた）」がありました。残念ながら今はもうありませんが、今度はハス田とれんこんが人と人を結ぶ「縁（えん）のある田」になってほしいという思いから名付けました。

### 取り組み内容

- ・伝統的農作業（泥上げ、藻切り）による水路環境改善効果の現地実験
- ・生きもの調査・農作業を通じた交流 等



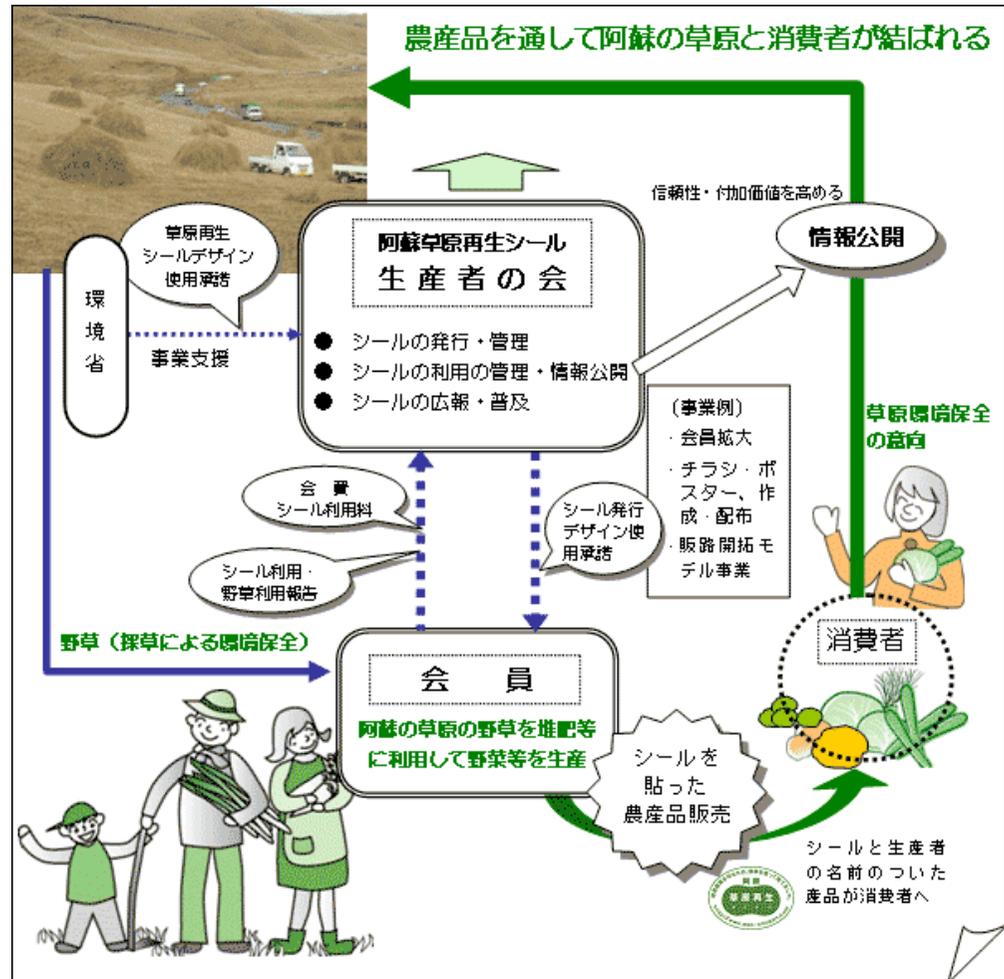
注：えんたのれんこん推進会議Webサイトより転載  
<http://enta-no-renkon.uzusionet.com/>

## 阿蘇草原再生シール （熊本県阿蘇市）

- 阿蘇草原再生シール生産者の会  
（2005年～）
- シールが貼られている商品は、堆肥などに阿蘇の草原の野草を使用して栽培した農作物
- 野草の適切な利用により、草原環境と生態系を維持
- 農産物は、トマト、とうもろこし、ナス、ピーマン、さくらんぼ、白菜、ほうれん草、大豆、キャベツ、米、ジャガイモ 等



阿蘇草原再生シール生産者の会規約  
阿蘇草原再生シール利用規則  
シールデザイン利用規則 が策定されている



注：阿蘇草原再生シール生産者の会Webサイトより転載  
<http://www.aso-sougen.com/producer/index.html>

## FSC森林認証制度

### スキーム概要

- FSC(森林管理協議会)が運営
- 環境・社会・経済面から持続可能な森林管理・利用を促すことを目的とし、1993年に設立
- FSC認証森林は、2009年3月時点で、世界81カ国、962カ所、認証面積112,048,112ha。日本は27カ所、認証面積282,982ha ( FSCジャパンWebサイトより)
- 第三者認証。またISEALの規範を遵守

### 取組み事例

#### ■速水林業(三重県紀北町)

- 2000年2月、国内第1号として認証
- 森林施業における環境配慮：筋状の下草刈り、地拵えや皆伐で広葉樹に配慮、表土の掻き起し回避等
- 産物：原木、木工品等



注：速水林業Webサイトより転載  
<http://www.re-forest.com/hayami/index.html>

### FSC森林管理の10原則

1. 法律とFSCの原則の遵守
2. 保有権、使用权および債務
3. 先住民の権利
4. 地域社会との関係
5. 森林のもたらす便益
6. 環境への影響
7. 環境計画
8. モニタリングと評価
9. 天然林の保全
10. 植林



FSC Trademark(C)1996  
Forest Stewardship Council  
A.C.-FSC-SECR-0025

注：WWF Webサイトより転載

<http://www.wwf.or.jp/activity/forest/sus-use/fsc/index.htm>

#### ■宮崎県諸塚村

- 2004年に全村の大部分でFSC認証を取得
- 特徴：带状皆伐複層林、強間伐の実施、広葉樹と針葉林のモザイク構造等
- 産物：木材、シイタケ



注：Food Japan Network Webサイトより転載  
<http://www.food-japan.jp/syokunou/now04.html>

## SGEC森林認証制度

- SGEC「緑の循環」認証会議が運営
- 国内の実情に合わせたふさわしい認証制度を目指し、2003年に制定
- 森林認証件数82件、認証森林面積合計 778,993ha(2009年5月時点)
- 日本国内の認証件数は、FSCを上回る

## 森林のCO2吸収量と生物多様性レベルの認定 (フォレストック認定)

- 生物多様性の保全レベルが一定水準に達した森林を対象として、CO2吸収量を算定し、クレジットとして企業等に売却を行う制度
- (社)林業経営者協会が制定・運営
- 2009年2月に開始されたが、まだ認定事例はない

### ■SGEC「緑の循環」7基準

- 1. 認証対象森林の明示  
およびその管理方針の確定
- 2. 生物多様性の保全
- 3. 土壌および水資源の  
保全と維持
- 4. 森林生態系の生産力および  
健全性の維持
- 5. 持続的森林経営のための法的、  
制度的枠組み
- 6. 経済的便益の維持および増進
- 7. モニタリングと情報公開



注：緑の認証会議 Webサイトより転載 <http://www.sgec-eco.org/>

### ■認定の評価基準

- 1. 森林管理・経営に関する  
定性評価
- 2. 林況指数による定量評価
- 3. 森林吸収源の評価
- 4. 生物多様性の評価

生物多様性は、13項目の  
チェックリストに加え、相対照度、  
土壌A層厚さ、鳥類種数等の  
指標にて評価



注：(社)日本林業経営者協会 Webサイトより転載  
<http://www.rinkeikyo.jp/no12.html>

## 森の町内会

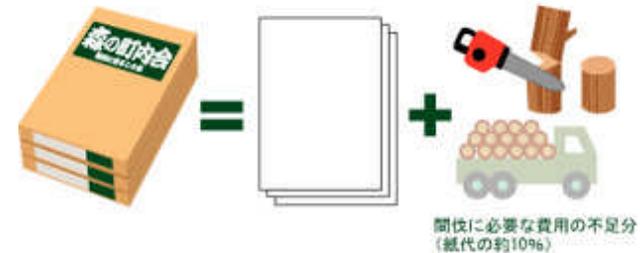
- 森と企業を結びつけ、間伐の実施から間伐材の利用までをつなぐ間伐促進の取組み
- 環境NPOオフィス町内会と岩手県岩泉町により、2005年12月から活動開始
- 特に、「間伐に寄与した紙」の利用を通じた取組みを促進

「間伐に寄与した紙」を使った印刷物には、「森の町内会」ロゴマークを表示できる。



## ■「間伐に寄与した紙」の仕組み

間伐に寄与した紙    従来からの紙代    森へのお年玉



岩泉町は間伐材のトレーサビリティを確保し、間伐サポーター企業の信頼に応えます。

注：森の町内会Webサイトより転載  
<http://www.mori-cho.org/index.html>

## バードフレンドリー

- 米国スミソニアン渡り鳥センターが創設した環境保護プログラム
- 鳥や動物等の生息環境を保護するため、熱帯雨林を伐採せず、高木の元でコーヒーを育てる伝統的なシェードグロウン栽培(日陰栽培)に対して与えられる認証
- 日本でも、小川珈琲をはじめ、認証商品を取り扱うところが多い

## ■認証基準

- 有機栽培であること
- シェードグロウン栽培であること
  - 樹木が農園の40%以上をシェードしていること
  - 20%以上が15m以上の大木、60%以上が12m以上の中木、20%は小木であること 等



注：スミソニアン渡り鳥センターWebサイトより転載  
[http://nationalzoo.si.edu/ConservationAndScience/MigratoryBirds/Coffee/bird\\_friendly.cfm](http://nationalzoo.si.edu/ConservationAndScience/MigratoryBirds/Coffee/bird_friendly.cfm)

## MSC認証制度

### スキーム概要

- 海洋管理協議会 (MSC) が運営
- 天然漁業の持続可能な利用を目的として、1997年に設立
- 資源の持続性と生態系保全に配慮した、先駆的な国際漁業認証であり、特に欧米市場での認証品ブランド力は高く、世界で1,400億円規模の市場を誇る(2009年7月)
- FAO水産物エコラベルガイドラインとISEALの規範を遵守した唯一の水産物エコラベル

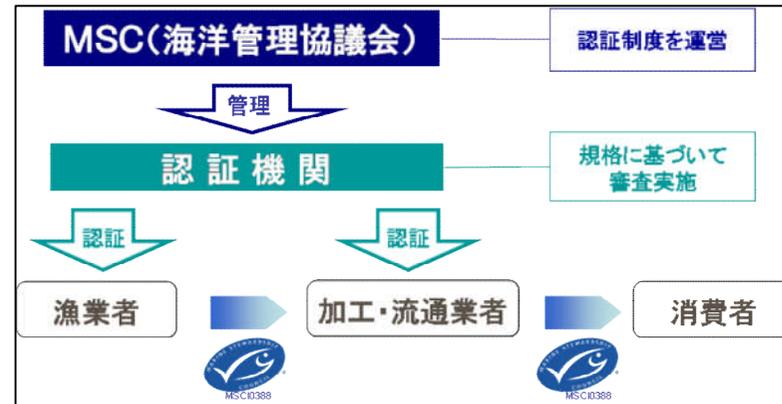
### 国内取組み事例

#### ■ 京都府機船底曳網漁業連合会

- 2008年9月、アジア初の認証取得
- かけ廻し式底曳網による京都府沖合のズワイガニとアカガレイ
- 保護区設置や改良網の使用等、行政指導よりも厳しい自主規制実施



©WWF



### MSC漁業認証の3原則

1. 資源の持続性
2. 生態系の保全
3. 実効ある管理システム / 社会条件への配慮



#### ■ 土佐鰹水産株式会社

- 静岡県(本社は高知)
- 遠洋一本釣漁船による太平洋カツオ・ビンナガについて認証申請
- 資源や生態系に負荷をかけない漁法
- 2009年9月認証取得見込み



©Intrafish

## マリン・エコラベル・ジャパン (MELジャパン)

### スキーム概要

- 水産資源の持続性と海にやさしい漁業を応援する制度として、2007年12月に発足
- 認証制度の運営は(社)大日本水産会内に設置されたMELジャパン事務局が行い、審査は第三者の認証機関が行う

### MELジャパンの 生産段階認証要件

- ・ 確立された実行ある管理体制
- ・ 対象資源の持続性
- ・ 生態系保全の措置



### 取組み事例

注: マリンエコラベルジャパンWebサイトより転載  
<http://www.melj.jp/>

#### ■ さくらえび2 そう船びき網漁業 (静岡県)

- 由比港漁業協同組合、大井川港漁業協同組合
- 漁法: 船びき網 (ひき回し)
- 対象種: サクラエビ
- 漁場: 駿河湾富士川沖、大井川沖
- 2009年5月に認証取得



注: 由比港漁業協同組合Webサイトより転載  
<http://www.jf-net.ne.jp/soyuiougogyoko/>

#### ■ 十三湖シジミ漁業 (青森県)

- 十三漁業協同組合
- 漁法: 鋤簾
- 対象種: ヤマトシジミ
- 漁場: 十三湖内の指定区域
- 2009年5月に認証取得



注: 十三漁業協同組合Webサイトより転載  
<http://www.trace-info.jp/fjusan/modules/iDiary/>